

2014年7月22日

特定非営利活動法人消費者ネット広島

理事長 吉富 啓一郎 殿

学校法人河合塾

法務部長 清水 雅利



回 答 書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

貴法人の2014年6月27日付「申入書」（以下、「本申入書」といいます）拝読いたしました。

本申入書において、弊塾の2014年度版「大学受験科 高卒生 入塾・入寮要項」の学費規定15項本文で「授業を受講された後に退塾される場合は、学費の返還はいたしません（AO入試、推薦入試の合格を含む）。」との条項（以下、「不返還条項」といいます）が規定されていることに関し、消費者契約法第9条第1号に反し無効である旨のご指摘と、不返還条項を使用した入塾契約を止めるよう申し入れをいただいております。

この点に関し、弊塾では貴法人より本申入書をいただく前から、弊塾内において、不返還条項と消費者契約法第9条第1号との関係について、本申入書でも引用されている大分地方裁判所平成26年4月14日判決の内容等も踏まえ、議論・検討を行い、また、弁護士等の外部専門家の意見等も確認してまいりました。

その結果、弊塾といたしましては、本申入書をいただく前の時点で、既に、新たに生徒を募集する2015年度から、弊塾において、不返還条項の規定は使用しないという結論に至っておりますので、その旨、本書面をもって回答いたします。

また、現在の弊塾における実際上の取り扱いといたしましても、途中で退塾される生徒に対しては、不返還条項の規定の存在に関わらず、学費返還に応じるという対応をとらせていただいておりますので、途中で退塾される生徒との間で、学費返還について一切トラブルは生じていないことも、念のため、申し添えておきます。

以上、簡単ではございますが、貴法人からの申入書に対する弊塾の回答とさせていただきます。

敬 具